



平成30年6月29日夏休みは危険がいっぱい！？子供の非行・被害を防ぐために

子供たちが健やかに育ってほしい。それは家族や周囲の大人だけでなく、社会全体の願いです。しかし、家庭や学校、地域社会など、子供を取り巻く様々な環境の中で、ささいなきっかけで、非行に走ったり、犯罪の被害に遭ったりする子供も少なくありません。毎年7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です。青少年を非行や犯罪被害から守るために、大人は何をすべきかを考えてみましょう。

1. 7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」 夏休みには、子供の非行や犯罪被害の危険が子供たちにとって待ちに待った夏休み。学校以外での様々な体験ができる機会ですが、一方、学校や勉強から解放されて、子供たちの気もゆるみがちになり、夜遅くまで出歩いたり、お酒やたばこに手を出したりするなど、非行の兆しを持ちやすい時期でもあります。加えて夜遅くまで出歩くことなどにより、犯罪被害に遭う危険も高くなります。

また、近年はスマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をはじめとする新たな機器やサービスが急速に浸透し、子供を取り巻くインターネット環境が大きく変化しています。そうした中で、昨年はSNSの利用をきっかけに、児童買春や児童ポルノ事件に巻き込まれる被害児童数が過去最多となっています。また、いわゆる「JKビジネス」等、児童の性に着目した新たな形態の営業に子供が巻き込まれ、被害に遭うケースも発生しています。さらに、SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした青少年の心の叫びに付け込んで言葉巧みに誘い出し殺害するという極めて卑劣な手口による事件も発生しました。

子供たちを非行や犯罪被害から守るためには、家庭や学校、警察だけでなく、地域や社会全体が協力し、様々な取組を進めることが必要です。そのため、内閣府では、毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」とし、青少年の非行・被害防止について国民の理解を深めるとともに、関係機関・団体、地域住民等と協力・連携し、様々な取り組みを集中的に実施しています。夏休みを機に、子供の非行や犯罪被害の現状を知り、それを防ぐために大人たち一人一人が何をすべきかを考えてみましょう。

2. 危険が潜む子供のインターネット利用 〓ネットの危険から子供を守るために保護者ができること

インターネットを通じた、人と人とのコミュニケーションは、今や特別なものではなくなりました。なかでも、スマートフォンやSNSなどの普及によって、子供でも手軽に社会や世界に向けて情報を発信できるようになりました。その一方、次のような様々なトラブルが発生しています。「・SNSで知り合って仲良くなった人に、悩みを相談したら「慰めてあげる」、「迎えに行つてあげるよ」などと誘い出されて、犯人に連れまわされる被害に遭った。・お金が欲しくてSNSで知り合った人と会い、「俺の後ろにはヤクザがいる」などと脅かされ性被害を受けてしまった上、その様子を動画に撮られネットに流されてしまった。・「タダでLINEスタンプをあげる」という人がいたのでらたら、「裸の写真を送れ」と脅かされた。断ると犯人は同年代の子になりすまし、『私も断ったところ、ひどい目に遭った』などと言い、不安にさせられて裸の写真を送らされてしまった。・SNSで同級生から女子生徒の裸の動画が送信されてきたので、深く考えずにその動画をほかの同級生に送信したところ、自分が加害者になってしまった。」

〓子供を守るために保護者ができること

(1) 家庭のルールを考えましょう。 インターネットを安全かつ適切に利用するためには、お子様の年齢や力量に合わせた手助けが必要です。そこでお子様の能力・発達及び日常生活に見合ったインターネットの使い方をご家庭で考えてみましょう。

(2) フィルタリングを上手に活用しましょう。 フィルタリングは、危険なサイトや情報にアクセスできないようにする便利な機能で、レベルの設定やサイト・アプリごとにオン・オフの切り替えもできます。なお、フィルタリングの利用促進を図るため、青少年インターネット環境整備法が改正（今年の2月から施行）され、携帯電話会社と契約代理店に対して、携帯電話やスマートフォンを新規契約または機種変更を伴う契約変更等をすると、3つの義務が新たに設けられました。 1. 契約する人又は使用する人が18歳未満かを確認すること 2. 有害な情報を閲覧するおそれやフィルタリングの必要性と内容等を説明すること 3. フィルタリングをいえるように設定すること。フィルタリングは有害情報やうっかりアクセスによるトラブルからお子さんを守ります。新規契約や機種変更などをする際は、使うのは18歳未満の子供であることを申し出て、フィルタリングをいえるようにしましょう。

(3) インターネット上の問題で何か困ったことがあったら、周囲の人に相談しましょう。 相談できる人がいない場合でも、警察を始め、役所や民間団体では様々な相談窓口を設けていますので、気軽に相談してください。 ■ネットの危険から子供を守るために保護者ができること」について詳しくはこちら [内閣府「青少年有害環境対策（インターネット利用環境整備・非行対策・健全育成）について」](#) [「ネットの危険から子供を守るために」](#) フィルタリングについてはこちら [内閣府「青少年有害環境対策（フィルタリングについて）」](#)

3. 後を絶たない「児童買春」や「児童ポルノ」などの犯罪被害 「ネットで知り合った相手とは会わない」「個人情報や写真を送信しない。掲載しない。」「困ったときには、すぐ相談」約束を！

児童買春は、子供の心身に有害な影響を与え、健全な育成を著しく阻害します。また、18歳未満の子供を被写体にした、わいせつな写真や映像などの「児童ポルノ」は、その画像や動画がいったんインターネット上に流出すれば、次々とコピーが繰り返されるために完全な消去が難しく、被害に遭った子供の苦しみは将来にわたって続くこととなります。児童買春はいうまでもありませんが、児童ポルノもまた子供の心身に深刻な影響を与え、健全な育成を著しく阻害する犯罪です。

近年、SNSの誤った利用による児童買春や、「自撮り」を始めとした児童ポルノの被害が増加しています。本来は友人や共通の趣味、話題を持つ人との交流を図るためのサービスであっても、見ず知らずの異性との出会いや援助交際を求める書き込みをするなど誤った使い方をすることで性被害に遭う児童が増えています。**※H29・SNS被害児童数：前年比77人増の1,813人。**児童の8割強は、契約時からフィルタリングを利用していませんでした。子供の携帯電話やスマートフォンにはフィルタリングを設定し、子供にとって不適切なサイトへのアクセスを遮断しましょう。また、子供には、「出会いを求める内容を書き込まない！」「ネット上の相手とは会わない！」「個人情報や写真は掲載しない！」ことを約束させましょう。

※以下は、紙面の関係上、みだしのみ紹介します。**4. 非行や犯罪被害の危険が多い「深夜のはいかい」** 門限を決めるなど、夜遅くに子供だけで外出しない約束をしましょう。**5. 大麻や危険ドラッグは身近な場所にも** 薬物乱用の怖さを理解させ、「近づかない」「買わない」「使わない」強い意志を持たせましょう